

定期試験に際しての注意事項

試験会場では、試験監督の指示に従ってください。また受験に際しては、以下のようないくつかのルールがありますので事前に確認し、試験に備えてください。

【試験の時間割】

試験時間は通常の授業曜日・時限と異なる場合もあるので注意してください。また試験時間割発表後、変更が生じる場合がありますので、適宜、試験時間割を確認してください。

【登録していない科目の受験】

未登録の科目を受験しても、その結果は無効となります。試験に際しては、必ず自分の登録した科目を確認の上受験するようにしてください。

【教室及び座席の並び方】

定期試験時間割にて指定された教室で受験をしてください。また座席は最前列にならって、前後がまっすぐになるよう、そして隣の人とはひとつ席を離れて座るようにしてください。

【学生証】

試験を受けるためには学生証の提示が必要です。忘れないよう注意してください。受験の際、学生証は机の端に写真面を表にして置いてください。万一、学生証を忘れた場合は試験実施本部(東館 2 階の体育館)で「仮受験許可証」の交付を受けてください。

【参照物】

「参照可」の科目では指定された物以外の参照は不正行為となります。参照物は必ず自分のものを使用してください。特に「自筆」と指定がある場合は「自分自身で記述した」の意味なので、他人のノートや教科書をコピーし貼り付けてあるものは「自筆」とはみなされず、不正行為の対象となります。また、試験中のノート等の貸借も不正行為となります。

【不正行為(カンニング)】

不正行為は絶対に行わないでください。疑わしい行為も慎んでください。また、答案を提出しないで試験会場から退出した場合も不正行為となるので、白紙の場合でも氏名・学生証番号を必ず記入して提出をしてください。

万一不正行為を行った場合は成績無効や退学など厳重に対処します。詳細は掲示板もしくは試験会場の掲示を確認してください。

【携帯電話】

携帯電話・PHS 等の通信機器の使用は禁止しますので、電源を切り必ず鞆等にしまってください。時計や電卓の代用として使用することも出来ません。

【退室許可と遅刻の場合の取扱い】

〈退室〉退室は原則として試験開始後 30 分を経過した時点で監督者の指示のもと可能となります。

〈遅刻〉遅刻は試験開始後 30 分までしか認められません。これ以降の受験はできません。ただし、交通機関の事故等、本人の責によらない不測の事態により遅れた場合は、「遅延証明書」等の書類を持って速やかに試験実施本部(東館 2 階の体育館)に申し出て、指示を受けてください。

※ 病気やケガ、その他個人的理由による遅刻は認められません。

※ 遅れた時間以上の遅延証明(例えば試験開始から 30 分遅れた場合は、30 分以上の遅延証明)でなければ認められません。

※ 証明書の提出によって無条件に受験できるとは限りません。

以上

小金井事務部学務課 理工・生命科学部担当